附則第六条の十一第一項	（以下この条、当該各徴収取扱費算定期間内（次項）	令和二年三月に法附則第九条の六第三項に規定する譲渡割に係る還付金等（同条に規定する還付金等をいう。以下この条においても同じ。）が当該還付金等に相当する額を控除してはいけない場合にあっては、同項に規定する譲渡割に係る還付金等に相当する額を加算した額（次条において「令和二年三月の徴収取扱費基礎額」という。）に百分の一〇・六〇を乗じて得た金額と同年四月及び五月	（当該各徴収取扱費算定期間内還付金等（同条に規定する還付金等をいう。以下この条において同じ。）	（同年四月及び五月	還付金等	令和二年四月及び五月の徴収取扱費基礎額
			二十二分の十		二十一分の十	
			徴収取扱費基礎額		令和二年四月及び五月の徴収取扱費基礎額	
			金額		金額との合計額	
附則第六条の十一第二項	法附則第九条の七	令和元年十二月から令和二年二月までの間に法附則第九条の七第一項に規定する還付金等の徴収取扱費算定期間内に当該還付金等を還付した日の属する徴収取扱費算定期間内		同年四月及び五月		

当該徴収取扱費算定期間内	当該徴収取扱費算定期間の次	徴収取扱費基礎額	同年四月及び五月
			同年六月から八月まで
附則第六条の十二			令和二年三月の徴収取扱費基礎額及び令和二年四月及び五月の徴収取扱費基礎額

3　地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税又は地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税の納付額の払込みがある場合における令和二年三月から五月までの期間を徴収取扱費算定期間とする徴収取扱費の支払についての第一項後段の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の十七、新令第三十五条の十八、同項後段の規定により読み替えて適用される新令附則第六条の十一及び新令附則第六条の十二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

各期間（以下この条、当該各徴収取扱費算定期間内	各期間（次項	第一項後段の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の十第一項